

事業シート (概要説明書)

担当課名	教育総務課	予算事業名	30人学級配置協力金			
担当係名	学校教育係	上位施策 事業名				
シート作成責任者	桑本 康昭					
事業開始年度	平成18年度	根拠法令				
実施方法	直接実施					
	業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)					
	補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)					
	貸付(貸付先:) その他(協力金:)					
事業概要	目的 (何のために)	個々の児童生徒の興味・関心、理解や習熟度に応じたきめ細やかな指導の一層の充実、生徒指導面の課題への対応、学級経営の確立、子どもと向き合う時間の確保を目的として実施する。				
	対象 (誰・何を対象に)	国の標準(40人)による学級編制をしたとき、次に該当する学級のある小・中学校の学年 小学校第1・2学年において児童数が31人以上40人以下の学級(県の基準) 中学校第1学年において生徒数が34人以上40人以下の学級(県の基準) 小学校第3～6学年において児童数が34人以上40人以下の学級(町の取組) 中学校第2・3学年において生徒数が36人以上40人以下の学級(町の取組)				
	事業内容 (手段、手法など)	教育委員会と小中学校とで、県の基準及び町の取組での少人数学級編成を希望するかを協議する。その結果を受けて、町として県に希望するかを検討する。希望した場合、県はその学校に少人数学級実施のための教員数を配置(加配)する。				
	事業の必要性	児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実させることにより、学校生活への適応の円滑化、基本的な生活習慣の習得、基礎学力の定着を図ることができる。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	32,900 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	0 千円		担当正職員 6,600千円/人	0 千円	人
	総計	32,900 千円		臨時職員他 1,800千円/人	0 千円	人
事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額 (人件費含まず)	実施方法が補助金の場合、 事業費の負担割合	財源内訳		
				特定財源	一般財源	
	H19(決算)	12,770			12,770	
	H20(決算)	14,980			14,980	
	H21(決算)	18,940			18,940	
H22(予算)	32,900			32,900		

事業シート（概要説明書）

担当課名	教育総務課	予算事業名	30人学級配置協力金		
担当係名	学校教育係	上位施策 事業名			
シート作成責任者	桑本 康昭				
平成22年度 事業費内訳	小学校1,2年(2,000千円) 小学校3～6年(4,980千円) 中学校2,3年(4,980千円) 北条小1,2年 4,000千円 北条小5,6年 9,960千円 北条中3年 4,980千円 大栄小1,2年 4,000千円 大栄小5年 4,980千円 大栄中3年 4,980千円 （金額）は先生1人増にするための負担金額 9学級増 計 32,900千円				
平成22年度 事業目標	少人数学級編制を実施して、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実させる				
過去3年度の 事業実績	活動指標名	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	少人数学級実施による増加学級数 北条小学校	学級	3	3	3
	〃 大栄小学校	学級	2	1	1
	〃 北条中学校	学級	0	1	0
	〃 大栄中学校	学級	0	1	1
過去事業の 自己評価	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、繰り返しきめ細かく学習等を行えている。 じっくりと児童生徒の悩み事の相談にのったり、思いを聞いたりして心のケアをしている。 課題を抱える保護者への支援や指導を行い、生活状況の改善や子どもに対する教育的な関わりが自覚できつつある。				
来年度以降の 予定・目標	教育委員会と小・中学校とで少人数学級編制が必要であるかを協議し、必要であれば、町として県に希望を出していくかどうかを検討する。平成23年度においても同様に進めていくことを予定している。				
比較参考値 (他自治体での類似 事業の例など)	倉吉市「小学校1、2年の30人学級、中学校1年の33人学級における協力金」 （県基準のみ） 8,000千円 湯梨浜町「少人数学級実施県負担金」 （県基準 2,000千円×2、町の取組 4,980千円×5） 28,900千円 三朝町「30人学級加配教員配置負担金」（県基準のみ） 2,000千円 琴浦町「小学校1、2年の30人学級、中学校1年の33人学級における協力金」 （県基準のみ） 16,000千円				
特記事項 (事業の沿革等)	国の動向 平成12年度まで 国の基準を下回る学級編制基準を定めることは認められない 平成13年度 賀旧編制の弾力化（各都道府県が基準を定めてよい） 平成16年度 義務教育費国庫負担金の算定方法として総額総量制が導入され、各地方自治体レベルの判断により、少人数学級編制制度を採用することが可能となった。 北栄町 平成18年度 県基準による少人数学級編制実施 平成19～22年度 県基準及び町の取り組みによる少人数学級編制実施				